魚津市告示第71号

魚津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について 魚津市放課後児童健全育成事業実施要綱(平成22年魚津市告示第25号)の 一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

魚津市長 村椿 晃

第2条の表上野方放課後児童クラブの項中「上野方公民館」を「上野方コミュニティセンター」に改め、同表西布施放課後児童クラブの項を削る。 第4条第3項中「これを変更」を「その実施時間を変更」に改める。 第5条第1項第4号中「又は西布施放課後児童クラブ」を削る。 第6条第1項の表中「

上野方放課後児童クラブ 西布施放課後児童クラブ

」を「

上野方放課後児童クラブ

」に改め、同条第2項中「第1項の表」を「前項の表」に改める。 様式第1号から様式第2号の2までを次のように改める。

年度放課後児童クラブ入所申請書

年 月 日

魚津市長 あて

【申請にあたって同意していただく事項】

- 1 きまりを守り、放課後児童支援員の指示に従うことに同意します。
- 2 他の利用者の迷惑となる行為はせずに集団生活を行うことができるよう、家庭で児童を指導します。
- 3 放課後児童支援員の指示に従わないことで発生した負傷・事故については、魚津市及び放課後児童支援員・補助員にその責任を問いません。
- 4 入所に必要な家族構成・就労状況等について調査し、必要な場合は、学校・教育委員会・認可保育所等・市役所関係各課に情報を照会することについて同意します。
- 5 申請内容に虚偽はありません。また、申請内容に変更があった場合は、速やかに所属クラブへ届け出ます。
- 6 利用料の滞納が発生した場合は、児童手当を利用料の支払いに充てることに同意します。

放課後に児童を保護する者がいないので、下記児童の入所を申請します。入所するにあたり、上記の事項を遵守し、守れない場合は、入所を取り消されても異議を申し立てません。

明分記	│〒(937- │魚津市)									
現住所					緊急連絡	生. (続柄・	丘夕)
 保護者						元 ()
氏名							入所月		年	Ē	月から	
	経田小		よつば小			清	流小	道	直下 /	`	星の杜	小
希望クラブ	かもめ	つば	が ・ 村木 ・	上野	方	ひ	ばり	j	ーずめ)	星の村	Ł.
	□兄弟姉妹で	で同じク	ラブを希望する	※	希望クラフ	ブにな	らない場		す			
登録方法 (8月除く)	通年利用	月 •	一時的保育		登録 (8			通年利月	月	• — 	寺的保育	
減免申請	希望する・希望	しない	延長保育	希望	望する・	希望し	ない	土曜保	育	希望す	る・希望し	ない
児童について	-										_	
フリカ゛ナ												
児童氏名			生年月日			年	月	日	4	生別	男・汀	女
学校名	魚灣	丰市立		小学	校	1	年(年4月	カル	うの学生	手)	
小学生の兄 弟姉妹	※該当する場□同時に入□すでに入□学童保育	所申請 所して			障がい等 有無	筝の	□障 □特 □通	する項目 害者手帳 別児童扶 級・特別 の他(・療 養手	当受給		
同居世帯の状	∵況(本人、父·	 母、祖ź	 父母以外を記載	发)								

(本同足	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校・保育園等
人・父に					
(本人・父母・祖父母を除る)同居家族の状況					
父母を除					
(水 く。) (一)					

保護者の就労状況	(就労証明書等の提出を求める場合があります。)
1/12日サイトマノカル・カイハイカル	

	が、人人の一般の一般の一般である。	定山と水のる場合がめり	<i>(</i> , ,)				
児童との続 柄	父(□同居 □	別居 口不在)	母(□同居 □別居 □不在)				
フリカ゛ナ							
氏名							
生年月日 年齢	年 月	日(歳)	年 月	日 (歳)			
住所	□現住所と同じ		□現住所と同じ				
電話番号							
勤務先名							
勤務先住所							
勤務先 電話番号							
就労内容	居宅外 □外勤 居宅内 □自営 [自営 □農業 □内職	居宅外 □外勤 居宅内 □自営 [自営 □農業 □内職			
就労日数	月平均 日	(週平均 日)	月平均 日(週平均 日)				
就労時間	平日 時 分	から 時 分まで	平日 時 分	から 時 分まで			
ルカ时间	土曜日 時 分	から 時 分まで	土曜日 時 分	から 時 分まで			
育児休業	□取得中 (予定)	・口なし	□取得中(予定) ・ □なし				
育休期間	年 年	月 日から 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで				
祖父母の就労	が状況(就労証明書等の	提出を求める場合があり	-				
児童との続		方	母方				
柄	祖父 □同居 □不在	祖母	祖父 □同居 □不在	祖母 □同居 □不在			
同居の別	□別居(市内) □別居(市外)	□別居(市内) □別居(市外)	□別居(市内) □別居(市内) □別居(市外) □別居(市外)				
フリカ゛ナ							
氏名							
生年月日 年齢	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)			
住所(市外の場合、市町村名まで)							
		※以下、同居以外の場合に	記入不要				
勤務先名							
勤務先 電話番号							
就労日数	週平均 日	週平均 日	週平均 日	週平均 日			
就労時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで			
	1父母が就労以外で利用 はその事実を証明する書		6者が状況を確認します				

 第
 号

 年
 月

 日

様

魚津市長即

年度 放課後児童クラブ入所許可通知書

申請のあった放課後児童クラブの入所については、魚津市放課後児童健全育成事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり許可しましたので通知します。

記

- 1 クラブ名
- 2 入所期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 備考 1 入所申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその 旨を届け出てください。
 - 2 入所申請書に保護者負担金減免の希望を記載された方は、減免申請書を 月 日までに市役所こども課に提出してください。 なお、教育委員会の就学援助支給を申請される予定の方も減免になる場合がありますので、市役所こども課にお知らせください。

様式第2号の2 (第5条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

魚津市長即

年度 放課後児童クラブ入所不許可通知書

申請のあった放課後児童クラブの入所については、魚津市放課後児童健全育成事業実施要綱第5条第2項に基づき、次の理由により不許可としましたので通知します。

記

- 1 クラブ名
- 2 不許可の理由
- 3 入所希望の児童 住 所氏 名
- 備考 1 定員を超えたため入所できない場合においては、定員に空きが 出た場合は市役所から連絡します。
 - 2 求職中で入所できない場合において、就業が決定した際は市役 所こども課にお知らせください。定員に空きがある場合は入所で きます。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
 - (準備行為)
- 2 この告示による改正後の魚津市放課後児童健全育成事業実施要綱第5条 の規定による入所申請及び許可に関し必要な行為は、この告示の施行前に おいても行うことができる。